

ハンセン病を 正しく理解しましょう。



- 遺伝する病気ではありません。
- 感染力のきわめて弱い細菌による病気です。
- 有効な治療薬により完治します。
- 治癒したあとに残る変化は後遺症にすぎません。
- 回復した方に接触しても感染することはありません。
- 今日の日本では、感染源になるものはほとんどありません。

ハンセン病療養所を 訪ねてみませんか。

青森市石江に国立療養所松丘保養園があり、回復者の方々が療養生活を送っています。敷地内への出入りは自由ですが、松丘保養園入園者自治会に、あらかじめ予約すれば、施設内を案内してもらえます。

●場所／青森市大字石江字平山19番地

- J R 新青森南口から1.5 km、徒歩約15分。タクシーで約3分。
- 青森空港から約14 km、タクシーで約20分。
- 東北自動車道青森 I Cから約3 km、約6分。
- 新青森駅南口から青森市営バス西部営業所行きに乗り、松丘保養園前下車、約3分。降車後、バス停から徒歩約6分。

●連絡先／国立療養所松丘保養園 TEL017-788-0145

松丘保養園の概要

明治42年4月1日に東北6県及び北海道の連合立として、「第二区道県北部保養院」の名称で設立、当初油川村の隔離病舎に定床90床で患者収容を開始し、同年10月1日に現在地に庁舎が完成移転しました。昭和16年7月1日厚生省に移管し、国立療養所松丘保養園と改称、平成21年には設立100周年を迎えています。

松丘保養園は、わが国最北端の国立ハンセン病療養所として、設立以来一貫してハンセン病の医療を担当し、さらに近年では、入所者の高齢化に伴う全身的合併症に対する治療も確保しています。また、保険診療病床にも対応しており、入所者だけでなく地域の方々にも開かれた医療福祉施設を目指しています。

療養所での生活

ハンセン病患者に対する隔離政策によって、病気の回復後も療養所から出られなかったために、自立して社会生活を送ることが困難であったり、療養所以外に知り合いがいない方も少なくありません。

療養所の入園者の方々が安心して施設外でも生活できるように、偏見や差別をなくし支援の輪を広げましょう。



松丘保養園全景



トランプ大会



納涼まつり



地域の中学校との交流



樹齢約100年のソメイヨシノ

お問い合わせ

青森県健康福祉部保健衛生課・青森県ハンセン病協会
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 ☎017-734-9284

ハンセン病の歴史年表

明治6年 1873年	アルマウエル・ハンセン医師(ノルウェー)が「らい菌」を発見
明治30年 1897年	国際らい会議で「感染症」と確認
明治40年 1907年	法律「癩(らい)予防ニ関スル件」制定、浮浪患者の収容を開始
明治42年 1909年	青森県などに公立療養所開設(全国5ヶ所)
大正5年 1916年	療養所長に「懲戒検束権」 ^{※1} を付与
昭和6年 1931年	癩予防法(旧法)制定。在宅患者の強制隔離を開始
昭和15年 1940年	厚生省が「無癩県運動」の徹底を通知
昭和18年 1943年	米国で治療薬「プロミン」の効果発表
昭和22年 1947年	新薬プロミンの国内導入はじまる
昭和28年 1953年	らい予防法(新法)制定、隔離政策の踏襲
昭和35年 1960年	世界保健機関(WHO)がハンセン病患者の差別法撤廃と外来治療を提唱
平成5年 1993年	国立(旧高松宮記念)ハンセン病資料館が開館(東京都東村山市)
平成8年 1996年	4月 らい予防法廃止
平成10年 1998年	7月 らい予防法違憲国賠訴訟。熊本地裁に提訴
平成11年 1999年	東京地裁に提訴、その後、岡山地裁にも提訴
平成13年 2001年	5月 熊本地裁で原告勝訴の判決
平成13年 2001年	5月 内閣総理大臣談話発表(政府が控訴断念を決定)
平成13年 2001年	6月 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律成立
平成14年 2002年	3月と5月 全国の新聞紙上に厚生労働大臣名の謝罪広告掲載
平成19年 2007年	4月 国立ハンセン病資料館が再開館(東京都東村山市)
平成20年 2008年	6月 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律成立(平成21年4月施行)
平成21年 2009年	6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に制定
平成28年 2016年	^{※2} 最高裁が特別法廷の運用を違法と認め謝罪
平成29年 2017年	最高検が特別法廷に関与したことの責任を認め謝罪

※1 懲戒検束権 療養所長には、裁判を行わず患者を処罰できる権利が与えられました。患者は逃亡や反抗的な態度などの理由で特別な施設に収監されました。
 ※2 特別法廷 ハンセン病患者が当事者となった裁判のため裁判所外に隔離して設置された法廷のこと。

隔離政策の時代

浮浪者の収容を目的に「浮浪らい」と呼ばれる患者を隔離する「らい予防ニ関スル件」という法律が明治40年に制定されました。昭和6年には「らい予防法」が成立し、すべてのハンセン病患者を強制的に隔離してハンセン病を絶滅させようとする政策に基づき隔離政策が強化され、「無癩県運動」[※]の徹底などが求められました。自宅から無理やり療養所に収容され、退所や外出は制限され、作業を強制されたり、多くの人権侵害も行われていました。

戦後、人権への配慮が進んだものの「らい予防法」が平成8年に廃止されるまでの、約90年の長きにわたり隔離政策が継続しました。



※無癩県運動 各都道府県においてハンセン病患者をゼロにすることを目的とした患者の強制収容運動。各県の衛生当局は、警察の協力により患者を探して入所者数を競いました。

プロミンの発見



薬学者
石館 守三

ハンセン病に効果があるプロミンという薬が昭和18年アメリカで発表され、その3年後に青森市出身の薬学者 石館守三が国産化に成功しました。ハンセン病の治療に心血をそそいだ石館守三の胸像は青森県薬剤師会館に飾られています。プロミンやその他の薬によりハンセン病は完全に治癒する病気となりました。



ハンセン病問題の解決に向けて

国は、かつての長年にわたる隔離政策の過ちを認めるとともに、平成13年6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、精神的苦痛への慰謝、死没者への哀悼の意を表しました。

また、ハンセン病患者であった方が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるように、より一層の福祉の増進や名誉の回復、偏見と差別のない社会の実現に向けた取り組みを進めるため、平成20年6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。